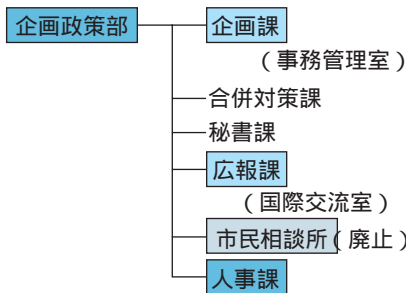


市の機構が変わります

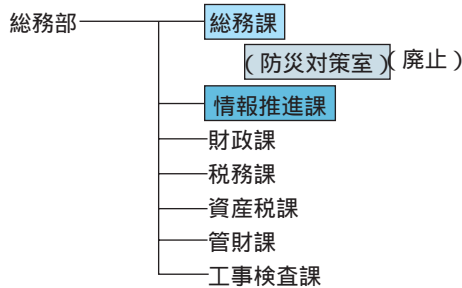
安全を確保する生活安全部を新設 を新設し窓口を一元化

市では、4月1日から市の機構を一部改めました。今回の改正は、「市民が主役の市政」の実現を目指し、市民の立場に立った行政を推進するとともに、より効率的かつ機能的な組織の構築を図るためのものです。

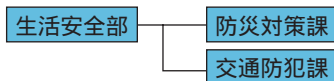
- 新設または名称変更など
- 仕事の内容変更
- 廃止



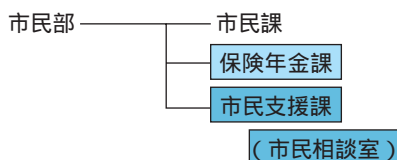
【企画政策部】= 部の名称を市長公室から企画政策部に改めました。
 【企画課】= ホームページ関連業務を広報課に、IT関連の業務を情報推進課にそれぞれ移管しました。
 【広報課】= ケーブルテレビ施設整備業務を情報推進課に移管し、企画課で行っていたホームページ関連業務を担当します。
 【市民相談所】(廃止)= すべての業務を市民支援課(市民相談室)に移管しました。
 【人事課】= 課の名称を職員課から人事課に改めました。



【総務課】= 情報管理課で行っていた文書管理、情報公開および行政資料室の業務を担当します。
 【防災対策室】(廃止)= すべての業務を防災対策課に移管しました。
 【情報推進課】= 文書管理、情報公開および行政資料室に関する業務を総務課に移管し、企画課で行っていたIT関連の業務および広報課で行っていたケーブルテレビ施設整備業務を担当します。また、課の名称を情報管理課から情報推進課に改めました。



【生活安全部】(新設)= 危機管理に対する体制を強化し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、生活安全部を新設しました。
 【防災対策課】(新設)= 防災対策室で行っていたすべての業務および土木課で行っていた水防に関する業務を担当し、危機管理体制の整備を図りました。
 【交通防犯課】(新設)= 市民生活課で行っていた交通対策および防犯に関する業務、道路維持課で行っていた交通安全施設(道路反射鏡、防護柵、標識、看板)の設置、維持および管理に関する業務、ならびに新たに青少年の防犯指導に関する業務を担当します。

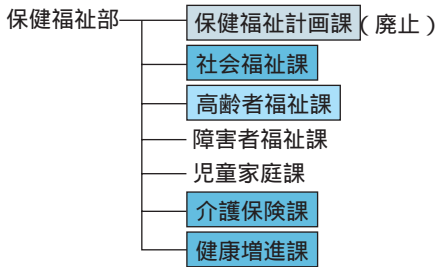


【保険年金課】= 介護保険に関する業務を介護保険課に移管しました。
 【市民支援課】= 交通対策および防犯に関する業務を交通防犯課に移管し、課の名称を市民生活課から市民支援課に改めました。
 【市民相談室】(新設)= 市民相談所で行っていたすべての業務を担当し、市民の要望などに緊急対応できる体制を整備しました。



4月1日から

市民生活の 介護保険課



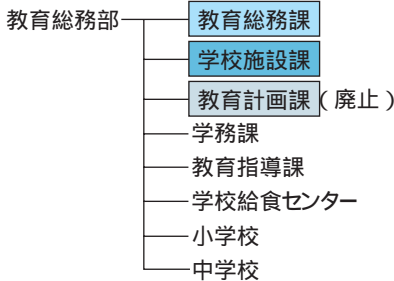
【保健福祉計画課】(廃止)=介護保険に関する業務を介護保険課に、保健福祉館に関する業務を健康増進課に、その他の業務を社会福祉課に移管しました。

【社会福祉課】=保健福祉計画課で行っていた業務(保健福祉館および介護保険に関する業務を除く)を担当し、課の名称を厚生課から社会福祉課に改めました。

【高齢者福祉課】=介護保険に関する業務を介護保険課に移管しました。

【介護保険課】(新設)=保険年金課、保健福祉計画課および高齢者福祉課で行っていた介護保険に関する業務を一元化し担当します。

【健康増進課】=保健福祉計画課で行っていた保健福祉館に関する業務を担当し、課の名称を健康管理課から健康増進課に改めました。



【教育総務課】=学校教育施設の整備、管理および指導に関する業務を学校施設課に移管し、教育計画課で行っていた業務(文化財保存展示室の整備に関する業務を除く)を担当します。

【教育計画課】(廃止)=文化財保存展示室の整備に関する業務を生涯学習課に、その他の業務を教育総務課にそれぞれ移管しました。

【学校施設課】(新設)=教育総務課で行っていた学校教育施設の整備、管理および指導に関する業務を担当します。

くわしくは人事課(☎20-1505)へ。

学校監査結果がまとまりました

平成15年度に実施した監査結果の概要をお知らせします。
(平成16年3月31日)

成田市監査委員 藤崎 毅

同 渡邊 昭

【学校監査】

1 監査の期日：平成15年10月9日・10日および22日・24日

2 監査の場所：各学校

3 監査の対象：市立平成、神宮寺、公津、吾妻、玉造、久住第一、中郷、成田、八生、久住第二の各小学校および西

久住、成田、玉造の各中学校

4 監査の方法：学校配当予算の執行状況および施設などの管理が適切に行われているかについて、諸帳簿類を調査するとともに関係者から説明を受け施設の状態を視察しました。

5 監査の結果

予算の執行について、経理事務はおおむね適正に処理されていると認められました。施設などの管理については、適切な維持・管理に努力されていますが、定期的に点検を行うとともに、経年による施設の損耗・機能低下も発生するので、適切な管轄計画のもとに今後とも教育環境の整備に万全を期された。

まとめとして、各学校とも、教育計画の中で教育目標、経営の基本方針が明確に確立され、

それに沿った運営が行われています。総合的な学習の時間の活用、個に応じた指導の充実として、朝読書、学区内高齢者との交流、習熟度別授業の推進など、各校の創意工夫により特色ある学校経営に努力されています。

意見として、近年、学力の低下が懸念されている中、本市の教育施設・設備の充実度については、高い評価を受けており、平成15年度当初予算で、個性を生かす教育推進事業として少人数学習推進教員の配置などに1億5,230万円、外国人英語講師の配置に8,871万円を計上するなど、独自の教育施策を進め学力の向上に積極的に取り組んでいるところですが、行政における費用対効果の向上は、教育の面においても重要な課題です。

本市の小・中学校においては、この恵まれた教育予算を有効に活用し、学力などの向上を図るとともに、各地区の立地特性を生かした人格形成および社会適応能力向上など、より一層の教育効果を期待するものです。

このお知らせは、地方自治法第199条第9項に基づき監査結果を公表するものです。くわしくは監査委員事務局(☎20-1572)へ。